

平成 2 4 年度
地域の再生可能エネルギー等を活用した
自立分散型地域づくりモデル事業の
取り扱いについて
(ver.2.0)

環境省総合環境政策局環境計画課

平成 2 4 年 8 月

問1：事業対象地域について

建物単体ではなく、一定の広がりをもった地区街区であり、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型エネルギーシステムにより、低炭素化の効果が得られる場所、かつ防災性向上の必要性が認められる場所を対象地域とします。

問2：対象となる再生可能エネルギー導入設備について

太陽光発電・風力発電・小水力発電設備、太陽熱・地中熱・河川等の熱源・温泉熱・バイオマスなどを利用するための設備が挙げられます。

問3：対象となる未利用エネルギー導入設備について

稼働中の工場・下水処理場・発電所などから生ずる廃熱を新たに利用するための設備が挙げられます。

問4：既存、もしくは建設途中の設備との連携について

既存、もしくは建設途中の再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用設備と連携する形で自立分散型エネルギーシステムを構築することも可能とします。ただし、建設途中の設備については補助の対象とはなりません。

問5：ガスコージェネレーションシステムなど、化石燃料を使用する設備の扱いについて

新たに導入する再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用するための設備と連携し、自立分散型エネルギーシステムを構築するために活用する場合には対象とします。単独での導入については対象となりません。

問6：エネルギー制御システム・蓄電池・導管・自営線等の設備について

再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用するための設備と連携し、自立分散型エネルギーシステムを構築するために必要な場合については対象とします。

問7：個人住宅・集合住宅に再エネ設備等を導入する場合について

個人住宅への再生可能エネルギーや未利用エネルギーに係る設備導入については補助対象になりません。

集合住宅については、災害時に当該住宅の住民以外の者であっても避難場所として利用できる施設が含まれているなど、本事業の趣旨に合致すると認められれば対象になります。

問8：地方公共団体との連携について

一定の広がりをもった地区街区について、低炭素化と防災性向上を実現するための取組であるため、地方公共団体との連携は必須とします。地域防災計画が定められている地域であれば、当該計画との整合性も必要です。申請書の実施計画書には、事業実施に当たり、地方公共団体との連携体制を構築していることについて、当該地方公共団体担当部局が確認する旨の文書がある場合には、添付することとしています。共同事業者として地方公共団体が参加する形態も想定されます。

問9：大学等研究機関との連携について

計画から実施まで連携する場合、効果検証について連携する場合等の連携の程度の差はあると考えられますが、産学官連携のプロジェクトと言えだけの連携の確保は必要としています。

問10：「先進的・特徴的な取組」について

特に基準はありませんが、地域の特性を活かしたユニークな取組と判断されれば結構です。

問11：CO2削減目標について

中長期的なエネルギー起源CO2の大幅削減を目指すものであることを要件としていますが「中長期」の期間や削減率に特段の基準はありません。取組に照らして妥当かどうかを判断し、目標の修正をお願いすることもあり得ます。

問12：供給エネルギーの用途について

本事業による導入設備により供給されるエネルギーについては、低炭素な地域づくりの支援と災害時におけるエネルギー源の確保を両立する観点から、非常時はもちろんのこと、平常時においても、設備を導入した施設のみならず、事業対象地域内への供給を実施すること。

問13：再生可能エネルギーを導入した場合、再生可能エネルギー買取制度との関係について

再生可能エネルギー買取制度は、太陽光や風力など再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、これにより再生可能エネルギーの導入拡大を進める制度です。

本事業は、再生可能エネルギー等を活用した自立分散型エネルギーシステムを導入し、災害にも強く環境負荷の小さい地域づくりを実現しようとするものですので、災害時には発電した電力を自ら消費できるようなプロジェクトである必要があります。従って、買取制度の対象として発電した電力をを電気事業者に売り、非常時を含めて別途系統から電力を購入する形は本事業の趣旨になじみません。（系統が

ストップした場合は「自立」でなくなってしまうため。)ただし、系統に接続した上で、夜間や休日の余剰電力を電気事業者との個別契約により売電することを妨げるものではありません。

なお、利益が発生した場合に、相当分の補助金の返還を求めることがありますのでご承知おき下さい。

問 14 導入した設備の全面稼働が次の年度にまたがる場合の取扱いについて

全面稼働している必要はありませんが、年度ごとに効果検証を行っていただくこととしていますので、予め事業計画を確認した上で、それに沿って稼働した範囲で効果検証を行うことが必要です。